

## ETC カード特約（個人用）新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
<p>ETCカード特約（個人用）</p> <p>第7条（紛失・盗難） （略）</p> <p>3. 当社はETCカードが第三者によって<u>拾得</u>される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性がある と判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員は予め承諾するものとします。</p> <p>第8条（会員保障制度） （略）</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（略）</p> <p><u>（6）会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</u></p> <p><u>（7）前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u></p> <p><u>（8）戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u></p> <p><u>（9）その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</u></p> <p>（略）</p> <p>第12条（再発行）</p> <p>1. ETCカードの再発行は、<u>当社所定の方法で届出を行い</u>、当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p><u>ETCシステム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。</u> <u>ETCシステム利用規程</u></p>	<p>ETCカード特約（個人用）</p> <p>第7条（紛失・盗難） （略）</p> <p>3. 当社はETCカードが第三者によって<u>取得</u>される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性がある と判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員は予め承諾するものとします。</p> <p>第8条（会員保障制度） （略）</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（略）</p> <p><u>（6）前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u></p> <p><u>（7）戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u></p> <p><u>（8）その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</u></p> <p>（略）</p> <p>第12条（再発行）</p> <p>1. ETCカードの再発行は、<u>当社所定の届出を提出していただき</u>当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>（変更）</p> <p>（新設）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（新設）</p>

## ETC カード特約（個人用）新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
 <a href="https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html">https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html</a>  <u>ETC システム利用規程実施細則</u>  <a href="https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html">https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html</a>	<p>ETCシステム利用規程</p> <p>ETCシステム利用規程実施細則</p>	<p>(新設)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
(2024年4月改定)	(2022.4)	(変更)